

令和6年度静岡県相談支援従事者現任研修実施要綱

- ・本研修は、厚生労働省告示改正を受け、令和3年度から研修カリキュラムが大幅に変更され、現に相談支援に従事する者を対象とした内容となっていることに留意してください。
- ・本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします。
- ・本研修はサービス管理責任者等更新研修には該当しません。
- ・本研修はオンデマンド及び会場参集にて実施します。

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること

2 日程等

研修期間は4日間とし、2～4日目は3グループに分けて講義及び演習を行います。

【講義（1日目）】

オンデマンド（YouTubeによる動画配信）による研修

| 区分 | | 配信期間 | 実施方法 |
|-----|-------|--------------|----------------------------------|
| 1日目 | ガイダンス | 7月中旬から8月下旬まで | オンデマンド (YouTube)による 講義動画視聴 |
| | 共通講義 | 8月中旬から3週間程度 | |

【演習（2～4日目）】

会場参集による研修

| 区分 | | Aグループ | Bグループ | Cグループ | 実施方法 |
|-----|----------------|----------|----------|----------|-----------------------------|
| 2日目 | 講義 及び 演習 | 9/18(水) | 9/19(木) | 9/20(金) | 会場参集 (シズウエル) 7階703会議室 |
| 3日目 | | 10/30(水) | 10/31(木) | 11/1(金) | |
| 4日目 | | 12/13(金) | 12/14(土) | 12/17(火) | |

【注意】・オンデマンドによる研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコン等の接続端末（スマートフォン不可）が必要となります。

- ・講義動画視聴後に、受講確認のためレポート等の提出があります。

2～4日目会場

| 会場名称 | 所在地 | 受講者用駐車場 |
|--------------------|--------------|--------------------|
| シズウエル（静岡県総合社会福祉会館） | 静岡市葵区駿府町1-70 | なし（公共交通機関を御利用ください） |

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

ご自身の相談支援専門員として経験した具体的な事例を通じ、相談支援のプロセスや意思決定支援の確認、地域課題の検討等を行います。

5 研修受講対象者

静岡県内の障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、次に該当する方とします。

(1) **一定の経験（※）を有し、現に相談支援専門員として従事している又は今後従事する予定のある方**

(2) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年ごとの最終年度末日までに現任研修又は主任相談支援専門員研修を修了し、資格が継続している方

(なお、表2の「修了」区分の期間に現任研修・主任研修を修了していない方は、相談支援専門員の研修要件が失効しています。相談支援専門員として配置するためには、改めて初任者研修を修了することが必要です)。

(3) 研修中に随時提示される課題や演習に対し、相談支援専門員としての専門性を生かした検討や討論をする能力がある方

重要

【※「一定の経験」の要件について】

初回の現任研修では、**過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること**、2回目以降の現任研修では、**過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること**が受講の要件となります。

ただし、旧カリキュラム受講者（令和2年4月1日より前の5年間において、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修を修了した方）は、令和2年度以降の**初回受講時**については、上記「一定の経験」の要件を満たさなくても受講可能です。なお、旧カリキュラム受講者であっても、新カリキュラムになってから（令和2年4月1日以降）2回目以降の現任研修を受講する方は、「一定の経験」の要件を満たす必要があります。

表1（参考例）

| No | カリキュラム | 初任者研修 修了年度 | 現任研修 1回目 | 現任研修 2回目 | 現任研修 3回目 | 現任研修 4回目 | 「一定の経験」の要件 |
|----|--------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| ① | 旧 | 平成21年 | 平成26年 | 令和1年 | 令和6年 | | 不要 |
| ② | 旧 | 平成26年 | 令和1年 | 令和6年 | | | 不要 |
| ③ | 旧 | 令和1年 | 令和6年 | | | | 不要 |
| ④ | 旧 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和3年※1 | 令和6年 | 必要 |
| ⑤ | 旧 | 平成27年 | 令和3年※1 | 令和6年 | | | 必要 |
| ⑥ | 新 | 令和2年 | 令和6年 | | | | 必要 |

※1 令和2年度の現任研修は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となり、令和2年度に更新期限を迎える方は令和3年度まで延長される措置がとられた。

※2 網掛けが新カリキュラムによる研修

（説明）

①現任研修3回目が新カリキュラムによる研修の初回受講となるため、「一定の経験」の要件不要。

- ②現任研修2回目が新カリキュラムによる研修の初回受講となるため、「一定の経験」の要件不要。
- ③現任研修1回目が新カリキュラムによる研修の初回受講となるため、「一定の経験」の要件不要。
- ④現任研修4回目が新カリキュラムによる研修の2回目の受講となるため、「一定の経験」の要件が必要。
- ⑤現任研修2回目が新カリキュラムによる研修の2回目の受講となるため、「一定の経験」の要件が必要。
- ⑥現任研修1回目が新カリキュラムによる研修の2回目の受講となるため、「一定の経験」の要件が必要。

表2【現任研修受講期限と受講対象】

| 初任研修了年 | 現任研修受講期限 | | | | R6 受講対象 |
|----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|----------|
| | 1 回目 | 2 回目 | 3 回目 | 4 回目 | |
| | 初任研修了の翌年度から | | | | |
| | 5 年以内 | 6 年以上 10 年以内 | 11 年以上 15 年以内 | 16 年以上 20 年以内 | |
| 平成 17 年 | 修了 | 修了 | 修了 | 令和 7 年まで | ○ |
| 平成 18 年 | | | | 令和 8 年まで | △ |
| 平成 19 年 | | | | 令和 9 年まで | △ |
| 平成 20 年 | 修了 | 修了 | 修了 | 令和 10 年まで | △ |
| 平成 21 年 | | | 令和 6 年まで | | ◎ |
| 平成 22 年 | | | 令和 7 年まで | | ○ |
| 平成 23 年 | | | 令和 8 年まで | | △ |
| 平成 24 年 | | | 令和 9 年まで | | △ |
| 平成 25 年 | 修了 | 修了 | 令和 10 年まで | | △ |
| 平成 26 年 | | 令和 6 年まで | | | ◎ |
| 平成 27 年 | | 令和 7 年まで | | | △ |
| 平成 28 年 | | 令和 8 年まで | | | △ |
| 平成 29 年 | | 令和 9 年まで | | | △ |
| 平成 30 年 | 修了 | 令和 10 年まで | | | △ |
| 令和 1 年 | 令和 6 年まで | | | | ◎ |
| 令和 2 年 | 令和 7 年まで | | | | ○ |
| 令和 3 年 | 令和 8 年まで | | | | △ |
| 令和 4 年 | 令和 9 年まで | | | | △ |
| 令和 5 年 | 令和 10 年まで | | | | △ |

ただし、申込み人数が受講定員を超過した場合は、原則、現に相談支援専門員に従事している方で、受講期限までの期間が短い方を優先します。

※H17は「障害者ケアマネジメント従事者研修」

| | |
|----|----------------------------|
| 区分 | 相談支援従事者の資格を維持するための現任研修受講期限 |
| ◎ | 令和6年度中（今年度） |
| ○ | 令和7年度中 |
| △ | 令和8年以降 |

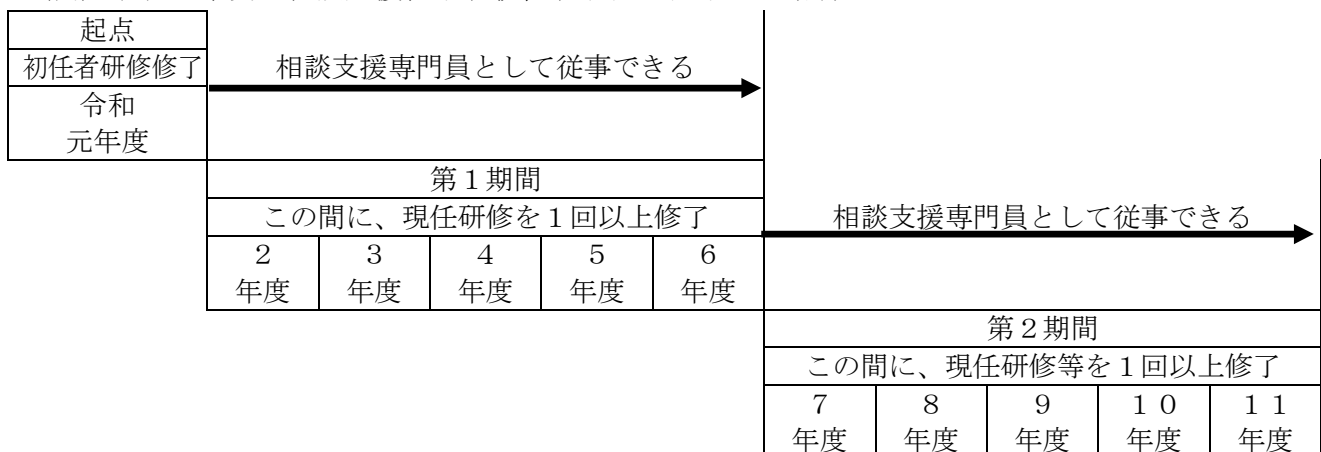
《注意》

現任の相談支援専門員又は相談支援専門員として従事予定であって以下に該当する方は、**今年度中に現任研修を修了してください。(◎の方)**（修了できなければ令和6年度末で「失効」し、相談支援専門員としての業務ができなくなります。）

- ・令和元年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、これまでに現任研修を修了していない方
 - ・平成26年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、令和元年度までに現任研修を修了した方で、令和2年度以降に現任研修(2回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
 - ・平成21年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成26年度までに現任研修を修了し、令和元年度までに現任研修(2回目)を修了した方で、令和2年度以降に現任研修(3回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
- ※現在相談支援に従事していない場合でも、今後、相談支援専門員として従事する予定の方は受講対象者になりますので、御注意ください。

★現任研修受講年度の考え方

(例) 令和1年度に相談支援従事者初任者研修を修了した場合



6 受講定員

250人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 申込み方法（ふじのくに電子申請サービスによる申込み）

| | |
|----------|---|
| 申込み準備 | <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っている方 →静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p> |
| 申込み手順 | <p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「相談支援従事者現任研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、電子申請システムの「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p> |
| 申込み期限 | <p>令和6年6月3日（月）13時から 令和6年6月19日（水）17時まで</p> <p>※期限後は 一切申請入力できません</p> |
| 提出書類 | <p>別添様式1 「令和6年度静岡県相談支援従事者現任研修実務経験証明及び申告書」</p> <p>※「5研修受講対象者」に説明がある「一定の経験」の要件を満たす必要がない方は提出不要。それ以外の方は全員必ず提出してください。</p> <p>※提出が必要な方で、書類の提出が確認できない場合は、受講決定できません。</p> |
| 提出書類提出方法 | <p>下記宛て郵送により提出をお願いします。</p> <p>※「提出書類が当課に届いているか」という書類の到達確認の問い合わせには応じられませんので、御了承ください。</p> <p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県障害者政策課障害者政策班 現任研修担当 宛て (送付は個人ごとでも法人単位でも構いません。)</p> |
| 提出書類提出期限 | <p>令和6年6月21日（金）17時必着 ※提出書類は返却しません</p> |

(2) 申込みに関する注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人（又は市町）ごとに行ってください（事業所単位の申込みは無効です）。
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに必ず入力してください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑥ 「5 研修受講対象者」に該当しないと認められる場合は、受講として決定しません。

- ⑦ 受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書を御提出いただきます。

(3) 個人情報の利用目的

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。
- ② 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、受講区分等を踏まえて選考の上、決定します（先着順ではありません）。選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（7月上旬～中旬頃までに、申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送は行いません）

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の受講グループ変更はできません。

※ 受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

9 修了証書

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。⑦以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので、御注意ください。

- ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 2日目以降の会場参集の研修において、遅刻・欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。ただし、遅延証明書の提出は入室を許可するものであり、修了については別途判断します。）
- ④ 課題、提出書類について所定の期限までに提出がない場合
- ⑤ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合、指定でない様式（過年度様式等）で提出された場合
- ⑥ 研修受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
- ⑦ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても返金しません。）

| 区 分 | 受講費用 | 支払い方法・期限 |
|----------|---------|--|
| 研修参加費 | 51,000円 | 研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。 |
| テキスト・資料代 | 4,500円 | 研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘からコンビニ専用払込票を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。1人につき1部購入していただきます。 |

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

| 確認したい内容 | 連絡先 |
|--|--|
| 申込み方法（ふじのくに電子申請サービス）、受講決定、受講に必要な実務経験、実務経験証明書等に関する事 | 静岡県障害者政策課障害者政策班 メー ル shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp ※募集期間中は問い合わせが集中します。順番に回答させていただきたいため、メールでお問い合わせください。その際は、所属とお名前を明記してください。 ※「提出書類が届いているか」というような書類の到達確認の問い合わせには応じられません。必要な方はご自身で書留等の追跡サービス付き郵便を使用するなどご対応ください。（費用は申込者負担となります） （電話番号 054-221-2352） |
| 研修の内容に関する事 | 社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 工藤、瀧本、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00) |